

◇児童福祉施設一覧

施設別一覧表											
施設の種類	施設の目的及び対象者	施設数	経営主体の内訳					定員（世帯）	入所（利用）の際の窓口		
			公立	社会福祉法人	社会福祉法人を除く公益法人	その他の法人	その他			計	
児童福祉施設	児童養護施設 (児童福祉法第41条)	保護者のない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させ（乳児を除く）これを養護し、あわせてその自立を支援する。	3		3				3	195	児童相談所
	児童自立支援施設 (児童福祉法第44条)	不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援する。	1	1					1	80	児童相談所
	乳児院 (児童福祉法第37条)	乳児を入所させてこれを養育する。	1				1		1	40	児童相談所
	母子生活支援施設 (児童福祉法第38条)	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の看護すべき児童を入所させこれらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援する。	1		1				1	2	福祉事務所
	児童館 (児童福祉法第40条)	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操をゆたかにする。	46	15	19	1	7	4	46	—	施設
	児童遊園 (児童福祉法第40条)	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、又は情操をゆたかにする。	6	6					6	—	施設
	助産施設 (児童福祉法第36条)	保健上必要があるにもかかわらず経済的理由により入院助産を受けられない妊産婦を入所させ助産を受けさせる。	10	6	2		1	1	10	49	福祉事務所
	保育所 (児童福祉法第39条)	日々保護者の下から通わせて保育を必要とする乳児又は幼児を保育する。	212	140	67	1	4		212	21,107	市町村
	幼保連携型認定こども園 (児童福祉法第39条の2)	満3歳以上の幼児に対する教育及び保育を必要とする乳児・幼児に対する保育を一元的に行う。	89	4	60		25		89	14,238	施設又は市町村
	へき地保育所	交通条件等に恵まれない山間地等のへき地において、保育を要する児童に対し、必要な保護を行う。	1	1					1	30	市町村